

原子力災害時における避難に伴う渋滞対策検討会設置要綱

(目的)

第1条 自家用車を原則とする原子力災害時（複合災害を含む。以下同じ）における住民の円滑な広域避難の障害となる課題を整理し、解決に向けた検討を進めるため、「原子力災害時における避難に伴う渋滞対策検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検討会は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 別表に掲げる者
- (2) 学識経験者
 - 2 前項(2)の学識経験者は、知事が選任する。
 - 3 構成員の任期は1年とする。なお、再任は妨げない。
 - 4 検討会には、座長を1名置き、県原子力安全対策課長をもって充てる。
 - 5 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。
 - 6 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、必要の都度、座長が招集する。

- 2 座長が必要であると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(協議事項等)

第4条 会議では次の事項に関する協議等を行う。

- (1) 原子力防災の啓発、避難方法等の具体化などの事前対策等に関する事項
- (2) 情報提供の方策、車両分散の方策等の緊急時対応に関する事項
- (3) 前2号のほか、原子力災害時の渋滞対策に必要と認められる事項

(庶務)

第5条 会議の庶務は、福島県危機管理部原子力安全対策課において処理する。

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

付 則

この要綱は、平成29年6月9日から施行する。

別表

福島県	危機管理部原子力安全対策課長
	危機管理部災害対策課長
	土木部道路計画課長
福島県警察本部	警備部災害対策課長
	交通部交通規制課長
いわき市	総合政策部原子力対策課長
田村市	市民部生活環境課長
南相馬市	復興企画部危機管理課長
川俣町	総務課長
広野町	環境防災課長
檜葉町	くらし安全対策課長
富岡町	生活環境課長
川内村	住民課長
大熊町	環境対策課長
双葉町	住民生活課長
浪江町	総務課長
葛尾村	住民生活課長
飯舘村	総務課長
国土交通省東北地方整備局磐城国道事務所	管理課長
東日本高速道路株式会社東北支社	管理事業部 調査役
相馬地方広域消防本部	警防課長
双葉地方広域市町村圏組合消防本部	消防課長
いわき市消防本部	警防課長